随意契約理由書

工事名：大阪府立芦間高等学校受水槽改修工事

本工事は、府立芦間高等学校（以下、「芦間高校」という。）の受水槽一式を更新するものです。

受水槽は一定水量が溜まると自動的に給水が停止する仕組みですが、水位を検知して電磁弁の動作を制御する機構が故障したため、受水槽が満水でも給水が続きオーバーフロー管から排水され続けた結果、令和８年５月25日に機械警備会社の警報装置が鳴動する事態が発生しました。教育庁施設財務課に相談のうえ緊急対応ができる事業者の紹介を受け、水位を検知するセンサー及び電磁弁を更新することで水量調整が可能になったものの、受水槽の緊急点検を実施した結果、受水槽に亀裂が見つかったほか、受水槽から高架水槽に送水するために２基設置されているポンプを交互に運転させる制御盤が故障していることから、１基のポンプで運用せざるを得ない状態になっています。

緊急対応により、一旦通常通りの受水槽運用を再開できたものの、受水槽の亀裂が広がり受水槽破断に至る恐れがあるほか、通常は２基で交互に運転することで休止時間がある想定で設計されたポンプを１基で連続稼働していることによりポンプが故障する恐れがあるため、最悪の場合は給水系統が不全となり、学校を長期間休業する恐れがありますので、早急に受水槽一式を改修する工事に着工する必要があります。

これらのことから早急に着工し今年度内に工事完了可能であるものは、本件の緊急対応に当たった主計管工のみです。

依って、主計管工より見積書を徴収し、その結果、予算の範囲内であったため、地方自治法施行令第167条の２第１項第５号の規定に基づき随意契約を締結し、また財務規則第62条関係第２項第10号の規定に基づき比較見積りを省略するものです。